

資料編



1

葛飾区特定健康診査等実施計画
策定委員会審議経過

| | 開催年月日 | 審議内容 |
|-----|-------------|---|
| 第1回 | 平成24年 8月31日 | <ul style="list-style-type: none"> ○葛飾区特定健康診査等実施計画の策定方針について <ul style="list-style-type: none"> ・第2期葛飾区特定健康診査等実施計画の構成 ・特定健康診査・特定保健指導の評価 等 ○葛飾区特定健康診査等実施計画策定委員会のスケジュールについて |
| 第2回 | 平成24年10月22日 | <ul style="list-style-type: none"> ○葛飾区特定健康診査等実施計画（素案）について <ul style="list-style-type: none"> ・葛飾区国民健康保険被保険者の状況 ・これまでの特定健康診査・特定保健指導 ・今後の特定健康診査・特定保健指導 <ol style="list-style-type: none"> ①目標値の設定 ②特定健康診査の実施方法 ③特定保健指導の実施方法 ④事業周知・案内方法 |
| 第3回 | 平成24年11月19日 | <ul style="list-style-type: none"> ○葛飾区特定健康診査等実施計画（素案）について ○平成23、24年度の特定健康診査等実施状況について |
| 第4回 | 平成24年12月19日 | <ul style="list-style-type: none"> ○葛飾区特定健康診査等実施計画（案）について ○今後のスケジュールと葛飾区特定健康診査等実施計画の周知について |

2

葛飾区特定健康診査等実施計画 策定委員会設置要綱

葛飾区特定健康診査等実施計画策定委員会設置要綱

平成19年3月29日

18葛福国第1690号

区 長 決 裁

(設置目的)

第1条 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する計画（以下「特定健康診査等実施計画」という。）を策定するに当たり、被保険者や区内医療関係団体、公益代表者の意向を計画策定に反映させるため、葛飾区特定健康診査等実施計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は次のとおりとする。

- (1) 特定健康診査等実施計画策定に関すること
- (2) その他特定健康診査・特定保健指導に関する事項

(構成)

第3条 委員会は、区長が委嘱する次に掲げる委員をもって構成する。

- | | |
|-------------------------------|------|
| (1) 国民健康保険被保険者（公募による区民） | 3人以内 |
| (2) 国民健康保険被保険者（自治町会連合会長による推薦） | 6人以内 |
| (3) 区内医療関係団体を代表する者 | 4人以内 |
| (4) 区内福祉・保険関係団体を代表する者 | 3人以内 |
| (5) 学識経験者 | 1人以内 |
| (6) 区職員 | 2人以内 |

2 前項第1号に規定する公募による区民は、別に定めるところにより選出する。

(任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から特定健康診査等実施計画の策定の日までとする。

(会長及び代理)

第5条 委員会に、委員長を1人置き、委員の中から互選する。

2 委員長は、委員会を代表し会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の委員会への出席を求め、意見を聴取し、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉部国保年金課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱の施行について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

2 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成19年3月29日から施行する。

付 則

この要綱は、平成24年5月25日から施行する。

3

葛飾区特定健康診査等実施計画
策定委員会委員名簿

◎：委員長 ○：委員長代理

| 選出区分 | | 氏名 | 所属等 |
|-----------------------------|---|-----------------------|-------------------|
| 被保険者代表 (区民委員) | | ふちい けいこ 湊井 恵子 | 公募区民 |
| | | くぼた ゆきこ 久保田 由紀子 | 公募区民 |
| 被保険者代表 (自治町会連合会) 会長推薦 | | ささき ふさお 佐々木 房男 | 東四つ木自治町会連合会 |
| | | おがわ いわお 小川 岩男 | お花茶屋地区自治町会連合会 |
| | | しまだ ながとみ 島田 長富 | 亀有地区自治町会連合会 |
| | | うだがわ こうじ 宇田川 幸治 | 奥戸地区自治町会連合会 |
| | | やまかつ かずよ 山勝 和代 | 新宿地区自治町会連合会 |
| | | ふじた とおる 藤田 享 | 水元地区自治町会連合会 |
| 医療関係団体 代表 | | えんどう けいいちろう 遠藤 啓一郎 | 一般社団法人 葛飾区医師会 |
| | | み お ひとし 三尾 仁 | 一般社団法人 葛飾区医師会 |
| | | こまつ たかし 小松 孝至 | 公益社団法人 葛飾区歯科医師会 |
| | | ささき たけし 佐々木 武志 | 一般社団法人 葛飾区薬剤師会 |
| 福祉・保険団体等 代表 | | さくらがわ かつのり 桜川 勝憲 | 葛飾区介護サービス事業者協議会 |
| | ◎ | おがわ ゆきお 小川 幸男 | 社会福祉法人 葛飾区社会福祉協議会 |
| | | いしい ひではる 石井 秀治 | 東京都社会保険労務士会葛飾支部 |
| 学識経験者 | | おおたけ ゆきこ 大竹 由紀子 | 葛飾弁護士倶楽部 |
| 区職員 | ○ | たん たもつ 丹 保 | 葛飾区福祉部長 |
| | | すずき まみ 鈴木 眞美 | 葛飾区保健所長 |

(敬称略・順不同)

4

葛飾区特定健康診査等実施計画の
策定経過

| | 策定経過 | 日程 |
|---|---------------------------------|-------------|
| 1 | 葛飾区特定健康診査等実施計画策定委員会区民委員選考 | 平成24年 8月10日 |
| 2 | 葛飾区特定健康診査等実施計画策定委員会委員委嘱 | 平成24年 8月28日 |
| 3 | 葛飾区特定健康診査等実施計画（素案）策定 | 平成24年11月19日 |
| 4 | 平成24年第4回葛飾区議会定例会保健福祉委員会 庶務報告 | 平成24年12月 3日 |
| 5 | 葛飾区特定健康診査等実施計画（案）策定 | 平成24年12月19日 |
| 6 | 葛飾区特定健康診査等実施計画 決定 | 平成25年 2月 6日 |
| 7 | 平成25年第1回葛飾区議会定例会保健福祉委員会 庶務報告 | 平成25年 2月20日 |
| 8 | 葛飾区国民健康保険運営協議会 報告 | 平成25年 2月25日 |



葛飾区特定健康診査等実施計画(平成25年度～平成29年度)

平成25年3月 発行

発行：葛飾区福祉部国保年金課係

電話：03-3695-1111 内線 3348、3349

03-5654-8173 (直通)